

調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について

調布市武者小路実篤記念館条例(昭和60年条例第25号,以下「条例」という。)第4条ただし書の規定により,調布市武者小路実篤記念館を下記のとおり臨時に休館する。

記

1 施設名

調布市武者小路実篤記念館

2 臨時休館日

令和5年6月13日(火)から6月30日(金)まで

(ただし,条例第4条1号から3号に規定する休館日を除く)

3 理由

調布市武者小路実篤記念館の収蔵庫及び収蔵資料の防虫・防カビを目的としたくん蒸消毒期間中の館内の立ち入りができないため